


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス 事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正及びひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者において、地方税法第292条第1項第11号又は第12号に規定する寡婦（寡夫）とみなし、負担額を決定する。 ・その他、文言の整理。 <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 税法上、寡婦（夫）控除を受けている者と、婚姻によらないで母（父）となった者の扱いに差がなくなることで、負担額が発生する場合において、利用者の負担が軽減される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。